

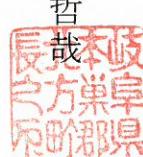
北方町告示第百十七号

北方農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第四項の規定により準用する同法第十二条第一項の規定に基づき公告する。

当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第十三条第四項の規定により準用する同法第十二条第二項の規定により、次により縦覧に供する。

令和四年十月十三日

北方町長 戸部 哲哉



一 農業振興地域整備計画の縦覧場所 北方町役場 都市環境課  
二 変更年月日 令和四年十月十三日